## 知財法務の勘所Q&A (第17回)

## 特許訴訟における実験データの取扱い



アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士・博士(工学) **後藤 直之** 

**Q** 特許訴訟で実験データが問題になるのは、どのような場合ですか。

▲ 発明の進歩性 (特許法29条 2 項) や特許明細書の実施可能要件 (特許法36条 4 項 1 号) が問題になる場合に、実験データが問題になることが多いといえます。発明の進歩性は、公知技術との関係で、当該発明が容易に想到することができなかったかどうかが問題になり、明細書に記載された実施例や引例の実験データを検討する必要性が高い場合が多くあります。発明の進歩性のうち、発明の顕著な効果については、特許明細書の記載から認識・推論できる範囲で、出願後に補充した実験データも参酌されるので、当該実験データの検討が行われることも少なくありません。また、実施可能要件は、明細書の記載に基づき、当業者が発明を実施できるかどうかが問題になるので、当事者が追試を行うなどして、その追試や明細書に記載された実施例の実験データが検討対象になります。そのほか、サポート要件(特許法36条 6 項 1 号)が問題になる場合にも、実験データが検討対象になる可能性があります。

審決等取消訴訟においては、特許の有効性や発明の特許性が問題になるので、多くの場合、進 歩性、実施可能要件、サポート要件等が争われます。

特許侵害訴訟では、まず、被告の行為が原告の特許(以下「原告特許」といいます。)に記載された発明(以下「原告発明」といいます。)を実施するものであるかどうかという点(いわゆる充足論)及び原告の特許が無効であるかどうかという点(いわゆる無効論。特許法104条の3第1項。)の2点が争われます(これらを併せて侵害論といいます。被告がそのうち一方のみを主張する場合もあります。)。裁判所が、被告が原告特許を侵害すると判断した場合、原告が損害賠償を請求している場合、続いて損害額の審理が行われます(いわゆる損害論)。

したがって、特許侵害訴訟においても、特許の有効性が問題になり得ます。実際に、特許侵害 訴訟において、かなりの割合で、原告特許が無効であるという主張がなされています。この場 合、上記と同様に、原告特許の進歩性や実施可能要件などが争われることになります。

また、特許侵害訴訟においては、充足論においても、実験データが問題となり得ます。被告の 行為が、原告発明を実施するものであるかどうか、実験データを精査しなければ分からない場合